

## 第67回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年11月24日（木）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

**【委 員】**

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

**【審議協力者】**

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

**【調査実施者】**

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

**【事務局（総務省）】**

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 概 要

- 部会長から全体的な審議方針が示された後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモの「1 毎月勤労統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「（1）第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入」から「（4）統計調査員の活用範囲拡大」について審議を行った結果、更に確認が必要とされた事項に対する調査実施者の説明に理解が得られることを前提として、変更内容は、おおむね適当と整理された。
- 次回部会においては、①脱落事業所の発生を抑制するための対応策、②移行期間中の断層の補正方法、③労働者区分の定義変更に伴う調査結果の影響の評価、④事業所母集団データベースにおける官公営事業所の情報更新など、追加で確認が求められた事項についての審議を行うとともに、指数の接続方法及び継続指数の取扱いについて審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

## (1) 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

### ア 「ローテーション・サンプリングの導入スケジュール全般」について

- ・ 「標本替えの時期」について、7月は夏季賞与に関するデータ収集期間の中間月に当たるため、標本替えを行うと支障が生じることから1月が望ましいとの説明であったが、冬季についても賞与があるところであり、1月の標本替えは支障とならないのか。  
→ 冬季賞与に関しては、11月から翌年1月がデータ収集期間となっており、1月は入替え前と後の両方の事業所を調査しているため、入替えによる支障は生じない。
- ・ 今回の調査期間の延長により、3年又は4年と長期にわたり調査対象となることにより脱落事業所が増加し、かえって断層が大きくなるのではないか。今回のローテーション・サンプリングの導入については、断層の解消・抑制に繋がるような取組となっているのか。  
→ 脱落事業所の発生を抑制するため、エクセル調査票の作成や第一種事業所における調査員の活用といった取組を行うとともに、脱落事業所を補充するための追加指定を柔軟に行うことなどを考えている。
- ・ 今回、厚生労働省が予定している計画変更に伴い、現在の報告者には、調査期間延長のお願いをすることとなった。基幹統計調査として報告義務が課されているとはいえ、最初に来年1月までと依頼した内容を後出しで変更することになるので、協力が得にくい事業所が生じるのは避けられない。現在、厚生労働省においては、事業所への連絡やコールセンターの設置などの取組を行っていただいているが、実際の延長に入る来年2月以降から脱落事業所が出てくることを心配している。大阪府としては現場で粘り強く調査への協力を求めていくよう努めるが、厚生労働省においても、今後も都道府県に対するサポートをお願いしたい。
- ・ 当部会では今回の調査変更について、平成30年1月からの実施として議論がされているが、すでに今年9月末から現在の報告者に対して、厚生労働省から調査期間延長の通知が出され、実際の現場では動きは始めている状況について認識を共有しておいていただきたい。
- ・ 今回の計画変更については、報告者や都道府県等から色々と指摘があることは承知しているが、厚生労働省においても、都道府県等の負担軽減に努力していただいている。東京都としても、よい調査結果が得られるよう、その責務をしっかりと果たしていきたいと考えており、引き続き支援をお願いしたい。  
→ 都道府県に対して、厚生労働省の変更計画案の提示が一方的かつ唐突な印象を与えたことは反省している。その後、6月のブロック会議における都道府県の意見を踏まえ、延長のお願いを厚生労働省から行うことにし、問い合わせな

ども厚生労働省で受けることとしてコールセンターの設置や厚生労働省での直接電話対応などを行い、都道府県の負担を軽減するよう努めている。引き続き、回収率を維持するための取組として、厚生労働省から報告者に直接督促を行う仕組みも考えており9月に通知も送付したところ。

- ・ 今回の導入スケジュールについては、他に選択肢があるのかもしれないが、調査実施者としても、報告者の脱落防止や断層の抑制について、可能な限り対応するものと期待している。  
→ ローテーション・サンプリングの導入スケジュールについて、この方針で進めるのであれば、移行期間における断層の補正方法をしっかりと確認する必要がある。

#### イ ローテーション・サンプリングの導入に伴う標本設計等

- ・ 部会として了としたい。

#### ウ 調査対象事業所の入替え前後の調査結果に関する対応

- ・ 断層の発生要因として、標本替え以外に、母集団情報の変更も寄与すると考える。いつの時点でどういう母集団を利用しているのか、移行期の母集団情報は何かなどについて説明してほしい。また、ローテーション・サンプリングの正式導入前の移行期間においても、できれば同じような分析を行ってほしい。  
→ 平成30年1月の2分の1入替の際は平成28年年次フレーム（間に合わなければ平成27年年次フレーム）を利用することを想定している。  
→ 要因分析は、母集団名簿の変更と標本の入替の両方の結果が入り混じることとなり、かなり難しいのではないかと。
- ・ 平成26年経済センサス - 基礎調査や平成28年経済センサス - 活動調査の結果は何年の年次フレームに反映されるのか。特に、平成30年1月に母集団情報として利用を開始する平成28年年次フレーム（間に合わなければ平成27年年次フレーム）に、平成26年経済センサス - 基礎調査の結果は反映されているのか関心がある。  
→ 平成26年経済センサス - 基礎調査については、平成27年の年次フレームに反映している。平成28年経済センサス - 活動調査は、平成29年の年次フレームに反映している。
- ・ 新旧データ接続検討ワーキンググループにおける指摘は、重複する期間を1か月から延長すべきということではなく、1月の新旧サンプルから比率を出して、2～3年間固定して使うのがよいかどうか、という問題意識によるもの。既存のサンプルを分割し、擬似的に新と旧とみなしてシミュレーションを行うことにより、安定性を検証してはどうかというものである。資料に記載のある分析に加え、この指摘を踏まえた検証も検討していただきたい。

## エ 報告者・都道府県の負担軽減方策等

- ・ 調査の現場においては、現在の報告者の延長が始まる平成29年2月から苦情や脱落事業所が出てくるのではという懸念がある。未回収事業所への対応については、営業時間外での電話や訪問など、先方の希望にあわせて柔軟に対応していく必要がある。厚生労働省でも支援をお願いしたい。
  - 厚生労働省においても、未回収の事業所に対し直接督促を行うなどの努力をしていく。
  - 来年2月には、これまでとは異なった形の対応が必要である。十分な対応をお願いしたい。
- ・ 調査実施者の努力は理解した。ただし、本調査の調査事項は、基本的に「労働者数、賃金、労働時間」といった事業所にとっては通常業務の中でデータ化が必要な情報であり、調査に回答するために、わざわざデータを作成するものではないと考えられる。そうであれば、通常業務の流れの一環として、自動的にデータを吸い上げるシステムを構築できれば、報告負担を感じなくなるのではないか。例えば、企業の会計処理ソフト等から自動で調査事項が転記されるような取組も必要ではないか。
  - 民間の給与会計ソフトの中には、本調査の調査票様式で結果を出力できるものもあり、今回、調査対象事業所に調査期間の延長をお願いした際にも、そのようなソフトの存在については、情報提供している。より多くのソフト会社で同様の機能を盛り込むことについて検討していただくために、ソフト会社の集まりがあったので、その場を借りて、毎月勤労統計調査の説明をさせていただいたこともある。ローテーションで事業所が変わっていくことになれば、それなりに多くの事業所で必要性が出てくると考えている。
- ・ 報告者によって、オンラインか紙のどちらで提出するのかがおおむね固定されていると思われる中で、オンライン化の進展は、報告書負担の軽減だけでなく、回収率の向上にも結びつくのではないか。
  - 具体的な数値は持ち合わせていないが、オンライン回答をする事業所は調査に協力的なところが多いものと承知している。一方で、事業所の担当者の交替により操作がわからずに提出しなくなったり、質問してきたりする場合もあり、改めて説明するなどして、理解の増進に努めている。
- ・ 今回の諮問は、平成30年1月以降の部分入替え開始以降の取扱いを専らの審議事項としているが、平成29年1月から行う現行の報告者に対する調査期間の延長措置は、諮問事項に含まれるのか。
  - 現在の調査計画では、調査対象となった事業所における調査期間は規定されていない。したがって、平成29年1月から予定されている現行の報告者に対する

る調査期間の延長措置は、調査の実務的な運用の中での対応であり、諮問事項ではないと考えている。ただし、今回の変更申請により、ローテーション・サンプリング導入後の調査期間については明記されることになっている。

#### オ ローテーションサンプリングの導入についてのまとめ

次の2点を宿題として、その説明に理解が得られることを前提として、ローテーション・サンプリングの導入及びその移行スケジュールについて、適当と整理したい。

- ① 脱落事業所の発生を抑制するために、どのような対応を予定しているか（特に移行期間中）
- ② 母集団名簿の変更をどのようなタイミングでどのような内容に変更するのか。

#### (2) 事業所母集団データベースの利用

- ・ 事業所母集団データベースにおける官公営事業所の把握について、統計法施行状況審議における審議内容はどのようなものであったか。
  - 官公営事業所については、経済センサス - 基礎調査でしか把握しておらず、当該調査も見直しが検討されている。このため、現状では、官公営事業所の情報が更新されない状況にあり、その点が論点となっていたものと承知している。
  - 官公営事業所については、毎年調査した方が、引き継ぎもしやすく、記入しやすくなるのではないかとの意見もある。
  - 官公営事業所について毎年の情報の更新に強いニーズがあることは承知した。重要な案件であるため、部内で検討させていただき、次回回答したい。
- ・ 今回予定されている母集団情報の変更自体は、部会として適当と整理するが、ローテーション・サンプリングの導入に関連して宿題とされた事項の追加説明は、次回、お願いしたい。

#### (3) 常用労働者の定義変更

- ・ 定義の変更に伴い、新旧の両方の定義で把握した結果をユーザーに提供することが有益であり、定義変更に伴う影響についても分析結果を公表すべきではないか。他の統計では、一部定義を変更した際の影響を分析して公表している例がある。
- ・ 今回の変更に伴う労働者数の影響については説明があったが、賃金水準への影響については分析しているのか。毎月勤労統計は主に賃金の指数が注目されており、賃金水準への影響の分析は重要である。例えば、毎月勤労統計調査よりも調査範囲が広い賃金構造基本統計調査の個票を使って検証することも考えられるのではないか。
  - 賃金への影響についての試算は、方法等含めこれから検討する。

→ 賃金に有意な差があるかないかの評価は必要であり、その結果をユーザーに入手可能な形で提供する必要がある。

- ・ 平成30年1月から部分入替えが開始されるが、平成30年1月分については、新たな定義によるデータと従来の定義によるデータの双方が得られるという理解でよいのか。

→ そのとおり。平成30年1月で調査が終了する事業所については、平成30年1月の終了月まで現行の調査票・定義で回答を求める。これに対して、平成29年1月から2年間延長をお願いした事業所と、平成30年1月から部分入替えにより新たに調査対象になった事業所については、平成30年1月は新たな定義で記入を求めることを考えている。

- ・ この定義の変更は、継続指数の作成にも影響が生じる。特に、労働者区分の定義が変わる中で、継続指数をどのように作成するのかという点も、次回しっかりと説明してほしい。
- ・ 定義の変更自体は、部会として適当と判断するが、関連する追加説明は、次回、お願いしたい。

#### (4) 統計調査員の活用範囲拡大

- ・ 統計調査員の活用範囲の拡大については、これまで具体的な説明を受けていなかったが、本日聞いた内容を踏まえ、持ち帰って来年度に向けて検討する必要がある。現場の実態を把握しながら、今後、厚生労働省と調整したい。

- ・ 都道府県によって事情が違うと思うが、「統計調査員も行えるようにする」という選択肢が増えるということであればよいと思う。ただ、事業所に対する督促方法については、事業所によってまちまちとなっており、実際に調査員が関与することが効果的か否かについては、検討する必要がある。

- ・ 説明資料では、督促について統計調査員が足を運ぶことが原則であるかのような記述になっているが、電話による督促は行っているのか。例えば、日本銀行が実施している短観では電話による督促が中心となっている。足を運ぶより、電話による方が効率的に督促できるのではないか。

→ 地域や事業所の特性もあり、足を運んだ方が回答してもらいやすい事業所もある。いろいろなケースがあるものと考えており、方法を限定するものではない。

→ 短観は大きな企業のみを対象としており、電話での督促の方が有効であるが、毎月勤労統計調査は小さな事業所も含まれており、直接訪問した方が回収しやすい場合があるのも事実である。状況に応じて、電話及び直接の訪問の両方を使い分けて督促を行うものと認識している。

- ・ 調査計画の変更内容については、部会として適当と整理したい。

## 6 その他

本日の部会の審議結果については、12月16日（金）開催予定の統計委員会において報告されることとされた。

また、次回は、平成28年12月15日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

（以 上）